

# 令和4年度第1回熊本県環境影響評価審査会第一部会

## 議事概要

### 1 日時

令和5年（2023年）3月15日（水）  
午前9時45分から午前11時30分まで

### 2 場所

熊本市男女共同参画センター はあもにい 4階研修室  
（熊本市中央区黒髪3丁目3-10）

### 3 出席者

- （1）熊本県環境影響評価審査会第一部会  
委員13名中9名出席
- （2）事業者等  
宇土市、サンコーコンサルタント株式会社 計6名
- （3）県関係課及び市町村  
県漁港漁場整備課、県港湾課、熊本市環境政策課、熊本市水産振興センター、  
宇土市環境交通課 計9名
- （4）事務局  
熊本県環境生活部環境局環境保全課 6名
- （5）傍聴者等  
傍聴者0名、報道関係者1名

以上、オンライン出席者を含む。

### 4 議題

「住吉漁港土砂受入地整備事業に係る計画段階環境配慮書」について

### 5 議事概要

事務局（環境保全課）から、今回の事業概要等について説明した後、事業者等から事業及び配慮書の概要について説明が行われた。

### 主な質疑の概要

#### 部会長

ではただいまの事業者の説明に関する質疑を行う。質問がある方は挙手にて発言いただきたい。

委員	<p>事業者から説明された配付資料10ページ、「埋立を実施しない案については、現実的ではないから含めない」という結論になっているが、この事業の必要性について尋ねたい。</p> <p>浚渫土砂を有効活用することはできないのか。</p> <p>当該海域の状況から判断して、という部分をもう少しご説明いただきたい。</p>
事業者	<p>今回の事業が、熊本県、熊本市、玉名市、宇土市の4者で行う共同事業であり、漁港に堆積する土砂は今後も課題になってくるため、浚渫工事は不可欠である。</p> <p>その中で、4者共同で、対応・導入ができないかと検討をした結果、今回この場所で受入地整備を行う計画となった。</p> <p>実際、現地では既に半分程度埋め立てられているため、複数案の中において、埋立を実施しない案は含めないとしている。</p>
委員	<p>海洋投棄等の様々な手法を検討した上で、どうしてもこの場所の埋立てが必要という結論になったということか。</p>
事業者	<p>現時点ではそうである。</p>
委員	<p>有効活用等は難しいのか。</p>
事業者	<p>堆積する浚渫土砂が非常に課題となっており、この状態だとまた新たな埋立地を探していく必要がある。海洋投棄などの有効活用も、県等と共同で検討を進めている。</p>
委員	<p>今の話に関連して、2つ質問する。</p> <p>例えば有明海だと大牟田の大きいところや、三井炭鉱の跡が陥没して相当凸凹したところなど、そのようなところに投棄するという案は検討されたのか。</p> <p>もう一つ、緑川の右岸側の海路口（うじぐち）の方に、もうすでに埋立て用の囲いができているが、そこに埋め立てるという案は検討されたのか。</p>
事業者	<p>御意見頂いた海路口（うじぐち）地区は、おそらく学料（がくりょう）地区の海岸線と思われるが、候補地案として検討した。しかし、この埋立事業を行うにあたり、現時点ではそれらの場所が国庫補助金の対象外であったため、今回住吉地区を埋め立てることになった。</p>
委員	<p>1つ目の質問である有明海の海底陥没の跡に埋める等の案は検討したのか。</p>
事業者	<p>確認する。</p>
委員	<p>まず前提を聞きたい。</p> <p>現地を見たが、B案の場所には結構土砂が埋まっていた。そのときの環境調査や、環境影響評価はどうされたか。埋立ての経緯等の事情を説明いただきたい。</p>

事業者	<p>B案の場所は平成10年度から12年度にかけて大規模漁場保全事業を活用し、近傍漁場で発生した土砂を搬入していた。</p> <p>当時は土砂を薄くして搬入したことによって、環境影響評価の対象外であったため、特に評価等は行っていない。</p>
委員	<p>要は、満潮時に、海面に没するから埋め立てではないという判断であろう。</p>
委員	<p>スライドの9枚目、20.8ヘクタールで74万立方メートルと記載されているが、一般の方には分かりにくい表現ではないか。</p> <p>何メートルの高さまで土砂を積み上げるのか。</p>
事業者	<p>国道や住吉自然公園に行く道といった現況の道路の高さ程度まで。</p>
委員	<p>つまり何メートルぐらい。</p>
事業者	<p>現況地盤にかかるまでであるから、約3メートルほど。</p>
委員	<p>その数値があると分かりやすい。</p> <p>ヘクタールはメートル変換すると、1ヘクタール1万平米であり、20万平米で74万立方メートルなので、3.7メートル程度。今の数値で合っていると思う。</p> <p>あと、埋立ては令和14年度までということだが、毎年どれぐらいのニーズがあるのか。その74万立方メートルというのが、7年から8年ぐらいでいっぱいになるというような情報もあった方がよいのではないか。</p> <p>先ほど説明のあった4者で、どのあたりにどれぐらいの浚渫があるかの情報を記載した方がいいと思われる。</p> <p>私の印象としては全然足りないと思うが、とりあえず当面のニーズについて教えていただきたい。</p>
事業者	<p>年ごとに漁港の浚渫土量は全然変わってくる。</p>
委員	<p>土量が変わるのに、なぜ令和14年度までに70万立方メートルなどの想定ができるのか。今は配慮書段階だが、全く計算されていないのはいかがなものか。</p> <p>配慮書にも特段そうした記載がないが、埋立地を作ったら3年でいっぱいになったということにならないか。</p>
事業者	<p>今回、B案の56万立方メートルの方で試算を行っているが、熊本県、玉名市、熊本市、宇土市の4者で割ったとき、一番玉名市が多く、全体の約半分、25万立方メートル程度以上入れる予定である。</p>
委員	<p>何年間で。</p>
事業者	<p>6年間。</p>
委員	<p>このように、どれぐらいの排出量を想定しているのかという前提条件の記載があれば分かりやすくなると思う。</p>
委員	<p>もう1点騒音に関して質問がある。配慮書135ページと31枚目</p>

	<p>のスライドにC類型という言葉が出てくる。</p> <p>C類型の根拠を教えてください。</p> <p>類型には、ABCとあって、Aが一番良好な環境、Bがあり、Cはそれ以外全部となっており、それ以外だから全部Cというような扱いが熊本県のアセスメントではよく出てくる。</p> <p>ただ、ABCという類型は、そもそも都市計画法を根拠にした類型で、都市計画区域に入っていないところに関しては、なんの記述もないはずである。別事業のアセスで、全村全部C地域に塗りつぶしたようなものを見て愕然とした。</p> <p>近年そうした塗りつぶすようなものが多くて、我々騒音の研究者が学会等で集まるたびにそれは間違いなのではないかと議論している。そうした扱いのアセスメントの書面がとても多く、今回、問題提起をさせていただく。</p> <p>よって、都市計画の区域に入っていない、用途区域に入っていないところは、住民等と議論して決めるべきであって、最初から塗りつぶすべきではない。このことは法律などの文面をみるとそうになっている。ここは、県の方でも考えていただきたい。</p>
委員	<p>騒音に関して私の方からも質問したい。</p> <p>供用期間の埋立作業中、音は全然立たないということか。</p> <p>運び方によると思うのが、船で運んできて、無音で降ろしていくのか。陸路で運ぶ場合、当然ダンプが走るだろうが、運ぶことによる騒音や大気への影響などは全然ないのか。</p> <p>つまり、具体的にどのように運ぶのかということと、埋立て作業中の6年間、海岸沿いの家へはどう配慮されるのかという2点を聞きたい。</p>
事業者	<p>まだ具体的には決まっていないが、通常港等の浚渫土砂の埋め立てについては船、外船等で運び、そこから受入地に近づけない部分についてはポンプ圧送等も併用しながら土砂を受け入れる。よって、沿岸地域の近隣住民には、集中稼働してもそこまで大きな騒音等は発生しないものと考えている。</p>
委員	<p>実際に塩屋漁港で埋め立てを行っているところではどのような音がしているのか。どれぐらいの、何デシベルで、どのような方法で行われているのか。</p>
事業者	<p>県の塩屋漁港の埋立ての騒音について、本市の方でまだ把握ができていない。</p>
委員	<p>であれば、そんなに音がしないということでは言えないのではないかと。そのあたりをちゃんとやってほしいというのが、私の個人的な意見である。</p>
事業者	<p>今回配慮書というところで、工事中の部分は見ていない。今後方法</p>

	書で検討していく。
委員	あくまで配慮書の段階ではあるが、今後配慮すべき項目として対象にするか検討していただいた上で、方法書以降に必要であれば調査等を実施いただきたい。
委員	配慮書52ページから昆虫類等の記載があるが、これは熊本県全域の話ではないか。事業実施想定区域周辺で、オオルリシジミが発見されるとは到底考えられない。
委員	クモの中にはヤマトウシオグモという潮の満ち引きと連動して生息域を変えるものがあるが、配慮書の段階とはいえ、基本的には海浜性の種をちゃんとリストアップしていただきたい。 特にこの地域は重要なところであるにも関わらず、配慮すべきものが載っていない。 併せて、用語の話だが、植物は「生息する」ではなく、「自生する」というため、用語の使用にも留意していただきたい。
委員	先ほど玉名市から結構浚渫土があると言っていたが、玉名の方は名石浜のところで埋立ての計画があったかと思う。その辺、県のどこかが調整等されるのか。先ほどの発言のとおり、海路口（うじぐち）の沖等色々なところがもうすでに何か手を付けられている様子であるが、その辺の調整は誰が行うのか。
事務局	所管が全く違うので、事務局からはお答えできない。
委員	去年のアセス審査会でも土砂処分場の審議を行ったが、また玉名から20万立方メートルの土砂を持ってくるといのは分からない。県全体の土砂処分等を調整する部署はどこか。
事務局	我々の職掌上、そちらについては所管していないため、また後日お答えさせていただく。
委員	埋め立て云々という意見が出ているが、私も質問させていただく。 現在、上天草市で稼働している民間処分場は、海と陸地、どちらに立地しているのか。
事業者	島。
委員	島のどこか。
事業者	陸地。
委員	つまり、「現実的でない」と言うが、現実に陸地にあるケースもある。 そういうときに、「現実的でない」と言い切ってしまうのはいかがか。 上天草市では、現在陸上で処分している。 現実的・現実的でないという話ではなく、埋立を実施しない案の説明について、もう少し明確にしていきたい。
事業者	方法書の方で詳しく説明できるようにしていきたい。
委員	景観の観点からお尋ねしたい。先ほど、国道までの高さ3メートルぐらいまでを埋め立てるという説明だったが、どのような重機が何年間そこにあるのか、どのように表情が変わっていくか等を知りたい。 画像や資料など、何か似たような雰囲気の写真を見せていただくことは可能か。
事業者	本日は資料を持参していないが、県の塩屋漁港の資料を後日書面に

	て提供したい。
委員	<p>願います。</p> <p>現地調査へ行った際、夫婦岩（めおといわ）の下の方が固められるという話や公園にするかもしれないという話があった。</p> <p>どちらにしても、主要な景観資源に夫婦岩（めおといわ）が入っているため、「事業実施想定区域の近傍に位置している」は誤りではないか。つまり、「近傍」ではなく「内」ではないかということ。</p> <p>さらに、ここは「影響が生じるものと予測される」とか、「多大な影響が生じる」とか、そのような言葉に変えないといけないのではないか。</p> <p>配慮書 214 ページ、表の 4-20 の中には、「近傍に位置している」と記載されているが、ここは訂正していただきたい。</p>
事業者	承知した。
委員	<p>また、A 案 B 案ともに有明海の面積に対して 0.02% 程度であるから影響は小さいと考えられると書かれているが、景観というのは、視野で、人間の目を見たものを景観と言う。よって、これは視点がない文章であるため、景観にはそぐわない文章である。</p> <p>おそらく有明海を改変するからということ表現したと思うが、この文章は景観には必要がない。違う言い方でまた表現していただきたい。</p> <p>最後に。天草へ行く車や JR から見て、最初に海がダーンと見えるところがこの地域、場所である。よって、車道や JR の動く景観からの調査・予測をぜひ入れていただきたい。</p>
委員	<p>説明資料 59 ページの、「影響は小さい」という表記について、意見したい。長浜の干潟はおそらくここにしかないと思うが、微環境で言えば、それを 100% 埋め立てるということであり、影響が小さいとは言えないのではないか。</p> <p>さっきおっしゃったように有明海全体から言ったらそうなのかもしれないが、その理屈で言えば、宇宙と地球の規模を比較したうえで地球への配慮は不要といった話になる。</p> <p>近年、とある場所で新種が見つかったが、埋立てによりその種が絶滅してしまった。このように、ここにしかない生き物がいるのではないか。</p> <p>もしかしたらものすごく細かいところまで調査すればそのような新種がいるかもしれないし、その新種にとってはこの場所が 100% の生息・生育地かもしれない。</p> <p>さっき他の委員がおっしゃったウシオグモという非常に貴重な種がいるかもしれない。そのような土地は有明海面積と比較した 0.02% といった考え方ではなく、微環境という考え方・視点で考えていただきたい。海全体と比較して、0.02% だからという理由で影響がないと言われたら、それはどこで何しても全然影響がないということになるため、非常に恐ろしい言葉だと感じた。</p>
委員	<p>宇土市はこの場所に埋め立てて本当によいのか。住民の方からも埋め立てて良いという意見でまとまっているのか。それであれば、あまりアセスメントで指摘することではないかもしれない。</p> <p>議会や住民の代表の方々が理解や納得をされているという認識でよ</p>

	いか。
事業者	議会等でも質問があったが、漁港の関係利用者等の周辺の方々に 対し、必要性についてはある程度一定のご理解をいただいている。
委員	では、地元での議論も記載されてはいかがか。 最後に、埋め立てた後の令和14年以降どうされるのか。荒地のま ま残るのか、そのあと何か整備されるのか。
事業者	埋め立てた後は、地元の共同の漁場等の関係者等とも協議しながら、 基本的には水産に資する施設、海苔の共同乾燥施設や漁具置場といっ た資材関係を置くような施設等を今後計画していく予定である。
委員	自然公園的なものではないのか。
事業者	まだはっきりとは決まっていないが、区画が二つあるため、自然公 園側の方については、自然公園に関連するような整備も考えていく必 要があると思っている。
委員	いつ考えるのか。アセスメントで示されるとよいと思う。
事業者	今後の方法書以降でお示ししていく。
委員	今回この配慮書では、文化財についてあまり書かれていないが、1 79ページに唯一評価されているのでそこを意見したい。 「文化財の直接改変はなく、文化財への影響は想定されない。」とい う文章があるが、文化財には難しい問題がある。文化財保護法上、市 町村、県、国が指定したものが文化財となり、そこは行政が守る必要 があるが、ただ、地域住民の方とか一般の方がお参りしている神社等 であっても、文化財指定されていなければ行政は守る必要がないため、 熊本地震の際、本当に問題になった。 ただその、文化財に直接影響なくても、文化財というのはそこにあ るその場所が重要で、その周辺の環境と一体となったものである。近 年の考え方は、文化財そのもの、つまりその指定されたその場所とか 範囲だけではなく、周辺、バッファゾーンと言うが、その辺を一体と して守ろうというのが最近の考え方である。そうすると周りの海域が 埋められてしまうっていうのは非常に大きな影響があるというような 評価にならざるを得ない。その辺を踏まえると、この書き方はない。 法律上の文化財指定されているものに対しては影響がないが、ただ その文化財がそこにあるということ、つまり、文化財が存在している 環境に対しては、影響が大きいということになる。 近年、文化財に指定されると、その文化財をどう守りどう活用して いくかというものを作成する。行政は業務が多いため、なかなか その資料を作られていないが、今回のように埋立地を作るとなると、 その書類に書き込むことになる。それはつまり、影響は非常に大きい という評価になると思うが、そういった点で宇土市の文化財担当の部 局はどう考えているのか。
事業者	本市の文化課に確認し、今後の方法書に反映していく。
委員	今回は、B案の方が望ましいという結論ということを御説明いた だいて分かったが、今日配付された資料の2016年の衛星写真を見 ると、A案のこの飛び出した部分も既に囲いができているように見える。 今回はB案ということだが、B案で作って6年でいっぱいになった 後、将来的にその飛び出しているところも埋め立てる可能性があるの ではないか。

事業者	<p>A案の取り出し部分は護岸ではなく、海床路、つまり海に漁業者が下りる際に使用する道である。</p> <p>なお、本市としてはB案の方でいくと考えているため、将来的にA案の埋め立ては行わない予定である。</p>
委員	<p>疑うときりがないが、B案を作った後でA案の5ヘクタール部分が必要となって、5ヘクタールだからアセスメントの対象外ということで、追加で埋め立てるといった危険性は絶対はないのか。</p>
事業者	<p>B案の方は1度土砂を入れたという経緯があるが、A案の出っ張っている部分は自然の干潟になっており、さらに自然公園も近いことから、A案の予定はない。</p>
委員	<p>この衛星写真について、私は地形地質堆積学が専門のためコメントさせていただく。今まではここに石での囲いがあり、波の向きがこう入ってきている。ここ2つ（B案の箇所）は満潮のときに水没するため、泥はここ（B案の箇所）でトラップされている。今時点ではこうなっている。</p> <p>しかし、B案の箇所に護岸を作り、高さを出して陸地にした場合、A案の飛び出しているところの海床路だけ残っても結局土砂が入ってしまう。B案にしてもこの自然干潟は新たに泥で埋まってしまう。海床路まで間違いなく埋まる。</p> <p>なので、5年後には、自然の干潟とは大分違う形態になるだろうかと私は予測する。こういう微地形を考えていけば、今は溜められているところに溜めていたのが護岸になって陸地になれば、当然、その手前にたまるようになる。要は、A案の飛び出しているところに土砂がたまるという仕組みになる。そこはよく予測評価をしていただければと思う。</p>
事業者	<p>承知した。</p>
委員	<p>御輿来の干潟、結局あそこは微地形で宇土マリーナができたがために、砂質干潟がすごくどろどろになってしまった。宇土マリーナが出来たことでそこに出っ張りができ、ちょっと外側に流向が動いて、あそこが澱みのようにってしまった。</p> <p>さらにあそこは護岸も作ったためヘドロみたいに汚くなり、綺麗なバーが見えなくなった。20年ぐらい経つとこのように結果が出るため、その辺は気をつけていただきたい。</p>
委員	<p>人と自然の触れ合いのところに、長部田海床路が出てきていないのだがそこは足していただきたい。自然との触れ合いに長部田海床路は該当すると思う。</p> <p>最後に要望として、「なぜここなのか」というのが釈然としていない部分もあるため、ぜひ将来像を見せていただきながら議論したいと思う。</p>
委員	<p>全体の話として、簡単なコメントを二点したい。</p> <p>まず、住吉自然公園とか、三角大矢野海浜公園とか、色々な名称が出てくるがそもそも住吉自然公園がどの範囲なのかははっきり明示されている地図はあまりない。以前、現地視察で行ったところは、住吉海浜公園という看板があった。一体どの範囲がどの公園として指定されているのかというのは、現地に行ってもこの図書を読んでもよくわからない。それだけはきっちり方法書を明示していただきたい。</p>



	もう一方は、工事実施期間における環境影響評価項目が1つも選定されていないが、本日の配付資料では工事中に発生する濁水を防止するために汚濁防止フェンス等の話が出ている。項目を選定しないのであれば配付資料にもその旨一致するよう作成すべきではないか。
<b>事業者</b>	ご指摘部分はまた方法書の方で反映させていきたい。
<b>部会長</b>	お願いします。 以上をもって本日の審査会を終了する。

※配付資料

(資料1) 令和4年度第1回熊本県環境影響評価審査会第一部会 次第等

(資料2) 住吉漁港土砂受入地整備事業に係る計画段階環境配慮書手続きについて

(資料3) 「住吉漁港土砂受入地整備事業に係る計画段階環境配慮書」に係る意見について (委員限り)

(資料4) 熊本県環境影響評価審査会委員名簿 (委員限り)

【事業者資料】 住吉漁港土砂受入地整備事業に係る計画段階環境配慮書の概要